



令和 8 年 2 月 吉日

お客さま各位

蒲郡信用金庫

「個人インターネットバンキング利用規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、お客さまに安心して個人インターネットバンキングサービスをご利用いただける環境を確保するため、預金等が不正に払い出しされた場合の補償規定を制定しております。

本利用規定につきまして、近年増加するインターネットバンキングサービスを不正利用する詐欺被害への補償要件について明確化し、令和 8 年 4 月 1 日付で改定することとしましたのでお知らせします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

なお、規定の全文につきましては、当金庫ホームページ「規定集」からご確認ください。

改定前	改定後
<p>2. (本人確認)</p> <p>(1) 本人確認の手段</p> <p style="text-align: center;"><u><<中略>></u></p> <p style="text-align: center;"><u><追加></u></p>	<p>2. (本人確認)</p> <p>(1) 本人確認の手段</p> <p style="text-align: center;"><u><<中略>></u></p> <p style="text-align: center;"><u>⑤ ワンタイムパスワード</u></p>
<p>15. (番号等の盗取等による不正な資金移動等)</p> <p>(1) 補償の要件</p> <p style="text-align: center;"><u><<中略>></u></p> <p>② 当金庫の調査に対し、お客様から<u>十分なご説明をいただいていること</u></p>	<p>15. (番号等の盗取等による不正な資金移動等)</p> <p>(1) 補償の要件</p> <p style="text-align: center;"><u><<中略>></u></p> <p>② 当金庫の調査に対し、お客様から<u>事実に基づく正確な情報を十分にご説明いただき、第三者による不正利用を裏付ける資料を提示していただいていること</u></p>
<p>(2) 補償対象額</p> <p>前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫</p>	<p>(2) 補償対象額</p> <p>前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫</p>

に通知することができないやむをえない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします) 前日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補償対象額」といいます)を、当金庫は補償するものとします。ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客様に重大な過失、または過失がある等の場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

(4) 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

①不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

I. 当該資金移動等がお客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合

II. お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

III. ご契約先に重大な過失があった場合

IV. 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合

<追加>

に通知することができないやむをえない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします) 前日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補償対象額」といいます)を、当金庫所定の金額を限度として補償するものとします。

<(4) ①②の説明と重複するため抹消>

(4) 補償の制限

①第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

I. 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 当該資金移動等がお客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合

B. お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

C. 端末が盗難に遭った場合において、番号等を端末に保存していた場合

D. ログインした状態で操作端末から離れたことに起因して損害が発生した場合

E. 第三者からの指示または脅迫に起因して損害が発生した場合

F. お客様がご利用の端末に対し、第三者にアクセスを許可したことに起因して損害が発生した場合

G. 番号等やご利用の端末を第三者に提供または貸与した場合

② 戦争、天災地変、暴動 等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

<追加>

H. その他、上記と同程度の重大な過失が認められた場合

II. 戦争、天災地変、暴動 等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

②第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

I. セキュリティ対策ソフト（当金庫が提供するものを含む）を導入していない場合、またはセキュリティ対策ソフトを最新の状態に更新して利用していない場合

II. 本サービスを当金庫が推奨する環境以外で利用した場合

III. 番号等をメモ等に書き写し、第三者が容易に閲覧できる状態で携行・保管していた場合

IV. 各種暗証番号等を定期的に変更していない場合

V. 当金庫が本サービスを不正利用する犯罪の手口について注意喚起しているにもかかわらず、同様の手口により不正な資金移動等が行われた場合

VI. 不特定多数が利用可能な通信環境（フリーWiFi 等）を介して本サービスをご利用になった場合

VII. その他、上記と同程度の過失が認められた場合

以上